現場説明書

1 工 事 名 南処理工場煙突部ほか解体工事

2 監 督 員 環境部 環境施設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書 (以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記 載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約 規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 — 不要—

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する (2 回以内) <u>しない</u>

6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(令和5年度)	20%	支払限度額 · 請負代金額 の 40%
第2年度(令和6年度)	70%	支払限度額 · <u>請負代金額</u> の 40%
第3年度(令和7年度)	10%	支払限度額 · <u>請負代金額</u> の 40%

(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

(1) 契約図書関係

ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。

イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別 の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。

ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図 面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)

提出不要

イエ 程 表 要提出(契約締結後7日以内)

提出不要

ウ着 手 届 着手後5日以内に提出すること。

エ 現場代理人及び 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出する 主任技術者等届 こと。

オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。

• 施工体制台帳

· 施工体系図

・再下請負通知書(再下請負の発注がある場合)

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出する こと。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

 ア
 支給材料
 あり
 なし

 イ 貸 与 品
 あり
 なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施工に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続きを行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分 なし

(8) 火災保険等の関係

火災保険その他保険の付保条件 あり なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ >入札の広場>入札情報ポータルサイト>入札制度関連情報において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。 共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。
- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に 建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者 は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事
- (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ>入札の広場>検査情報に記載(別表)のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

- (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取組んでいる。 なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準 見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含ん だ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について(別紙)

請 負 工 事 仕 様 書

工事名	南処理工場煙突部ほか解体工事
工事場所	横須賀市神明町2187番地
工 期	600日
工事概要	本工事は南処理工場煙突部ほか解体工事であり、材料・手間共一式請負とする。
工事仕様	一般共通事項及び特記仕様書は別紙による。
工事内容	解体その他 ・ダイオキシン類、アスベスト安全対策 ・煙突解体 ・煙道解体 ・付帯施設解体 ・跡地整備 ・発生材運搬、処分
注意事項	・周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。 ・設計書の疑義は本市の解釈による。 ・仕様書、別紙図面、内訳書に記載なき事項でも、工事上及び技術上当然必要である 資機材は補足し、遅滞なく工事を遂行し完了させること。 ・本工事起因による周辺道路及び周辺家屋の損害は請負者により速やかに復旧すること。 ・積算基準については別添「積算基準等について」を参照すること。

一般共通事項

令和5年4月1日 改定

1. 一般事項

1) 共通仕様書の 適用範囲 本工事は、本市契約規則等に基づき、特記によるほか、解体工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書ー令和4年版・同解説ー」、存置部分の補修工事においては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)、(電気設備工事編)及び(機械設備工事編)ー令和4年版ー」に準拠する。

ただし、存置施設の補修工事において、軽微で少量の施工個所で、 安全上支障のない場合は、監督員と協議のうえ、上記仕様書に記載さ れている各工程の一部及び試験などを省略することができる。

2) 軽微な変更

現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法、あるいは数量等の増減で軽微な変更は市監督員(以下「監督員」という。)との協議による。

 官公署その他 への手続き 工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。これに伴う費用は本工事の請負者(以下「請負者」という。)の負担とする。

また、工事範囲において発注者が官公署その他への手続きを必要とする場合も、請負者が発注者の代理で書類作成および申請を行うこととする。なお、これに対し、官公署その他から指示があった場合は、遅滞なく発注者に報告し、指示を受け、対処すること。

2. 工事現場管理

1) 災害及び公害 の防止

- (a) 施工中の安全に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に常に 工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め る。
- (b) 工事用車輌の搬出入が頻繁な日時は専任の交通整理員を要所に配置 し、付近住民及び施設利用者等の安全な通行に努める。
- (c) 工事用車輌の搬出入に起因する現場付近の道路等の汚れは随時清掃 し、本工事車両に起因する損傷箇所は速やかに復旧する。
- (d) 作業に伴う騒音、振動、煤煙、ほこり、大気汚染、水質汚濁等、又 仮設物による電波、日照障害についてはあらかじめ配慮し、公害の防 止に努める。
- (e) 騒音、振動については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠 するとともに、関係法令を遵守すること。
- 2) あと片付け

工事完成に際しては、工事用用地及び仮囲いの外周(1.0m)を原形に復旧する。

3. 記 録

材料の品質検査

材料の品質検査は使用前に市監督員の検査を受ける。

2) 工事報告書

工事報告書(工事出来高表、工事進捗写真、工事月報、工事日報) は市監督員の指示がある場合に、毎月提出する。

3) 工事記録写真

工事記録写真は、監督員の指示により下記を表紙付き冊子 (A4版) で提出する。

- (a) 工事着手前の状況。
- (b) 施工中の工事進捗過程(完成まで)
- (c) 施工状況で特に報告の必要のある場合。

4. 環境への取組み

- (a) 請負者は、横須賀市環境マネジメントシステム(YES)の環境方針を十分理解して、工事現場から生じる騒音,振動等の建設公害、建設廃棄物の排出による処分場への負担、熱帯材型枠の使用による地球温暖化などの環境負荷を低減するために次に掲げる事項に留意して、地球環境の保全に資するよう努めなければならない。
- (b) 無石綿 (アスベスト) 化への対応

使用建材については、アスベストが含有するものを使用しないこと。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

1) 環境問題意識 の啓発 請負者は、現場の職員、従業員及びこの工事に関連するすべての業者に対して工事管理会議などの機会を通じて、環境改善のための教育講習会を開催し、各人の環境問題意識の高揚に努めなければならない。

なお、監督員が指示した工事については、実施した教育講習の内容 を工事日報、工事監理日誌などに記録して監督員に提出する。

2) 廃棄物の適正 処理等 請負者は、建設工事に伴い発生する廃棄物について、別添「建設廃棄物の取扱及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努める。

3) 熱帯材型枠使 用の削減 本工事で使用するコンクリート型枠用合板は、従前から使用している熱帯材を原料とする合板(熱帯材100%のもの)は使用しないものとする。

これに替わるコンクリート用型枠は、針葉樹林型枠、複合型枠(以下「複合合板型枠」という。)など熱帯材100%合板型枠以外のものから工事の作業条件等を考慮して、請負者の責任と費用負担により選択するものとする。 又複合合板型枠を使用する場合は極力塗装仕上げをされたものを使用し、その型枠の転用(再使用)の増加を図る。

4) グリーン購入法

請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品の調達に努める。

なお、監督員が指示した工事については、「グリーン購入実績報告書」 (本市指定様式) を監督員に提出する。

5. その他

1) 工事表示板等 の設置 公共建築工事(又は公共建築改修工事)標準仕様書によるほか、工事請負金額1,000万円(消費税を含む)以上の工事については工事表示板を、新築工事で100㎡以上のものについては工事看板を設置する。(表示板等仕様については別添「工事表示板設置要領」を参照すること。)

2) 公共サイン等 の表示・設置 本工事の一部に公共サイン等の表示・設置が含まれている場合は、 横須賀市屋外広告物条例第26条により屋外広告業の登録を受けた者又 は、同条例第28条の6第3項により届出を行った者が行うこと。

建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

I. 総 則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工 事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事を

いう。

- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事 を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当 するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた 解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「県土整備部公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材を いう。
- (14) 再生資源利用促進 計 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画 (実施状況) をいう。 画 (実施) 書
- (15) 再生資源利用 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。 計画(実施)書

Ⅱ. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
- (3) 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
- (4) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる 掲示も可)すること。
- (5) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (6) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (7) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (8) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (9) 対象建設工事にあっては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画 等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (10) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (11) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者または、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。 ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (12) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (13) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (14) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の 事例を参考とし、可能な限り利用すること。
 - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理 及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から 再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報 告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けるこ ととする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

- イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様 書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
- ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード (ストランドボード) 等エンジニアードウッド の利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。
 - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
 - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
 - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
 - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
 - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあっては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあっては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
 - ア 建設廃棄物と建設発生土
 - イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)
 - ウ 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト廃棄物等) と再資源化できる産業廃棄物
 - エ 安定型産業廃棄物 (がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等) と管理型産業廃棄物 (燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ. を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。 その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。 その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入その他の建設発生木材等の再 資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを 取ること。
- (8) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)について も、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《谪正処理》

- (9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に 伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書及び再生資源利用計画(実施)書は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再生資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(6)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(平成26年6月4日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(平成26年6月13日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(令和元年6月14日改正)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(平成27年9月11日改正)(グリーン 購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度 に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事(小規模工事等は除く)は、次項の建設副産物実態調査作業 手順にもとづき調査データを提出するものとする。 ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表 1 調査対象品目

	衣 1	T
対象	調査対象品目	備考
	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
lon at 1, we	アスファルト混合物	
搬入する 建設資材	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端 材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
搬出する 建設副産物	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の 間に分別された場合には、分別後の品目が発 生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト (飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種~第四種建設発生土及び浚渫土 (建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システムにログインする。

システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。 (「再生資源利用(促進)計画書―建設リサイクルガイドライン様式―」の作成)
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。
- (5) 各種書類印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」及び上記(5)で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出(一種発生土 〜浚渫土)には、「地山㎡」で入力し、建設資材利用(土砂)には、「締め㎡」(表2、土量の変化率Cを考慮) で入力する。

表 2 土量の変化率 C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土				
レキ	レキ質土	砂	砂質 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土			
0. 95	0.90	0. 95	0. 90	0.90	0.90			

岩塊 玉石	軟岩 I	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩 I
1. 00	1. 15	1. 20	1. 25	1.40

(例)

掘削 100㎡ (地山㎡)

埋戻し 20 m (締固めm) ・・・ 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22㎡ (地山㎡) … 「一種発生土~浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20㎡/変化率C (仮に0.9とする) = 22㎡

処分 78㎡ (地山㎡)・・・「一種発生土~浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

 $1\ 0\ 0\ \text{m}^3 - 2\ 2\ \text{m}^3 = 7\ 8\ \text{m}^3$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

 表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル 資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表(以下、認定一覧 表という)を参照する。

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土 砂	再生改良土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕 石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋) ※
	再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
	再生骨材コンクリート
	再生生コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋) ※
木 材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管 ・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・ 「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。
- イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には「0」を入力する。
- ウ R C-10 (再生砂) を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。
- (3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、 建設発生土(第一種〜第四種建設発生土及び浚渫土)) について
 - ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
 - オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を 「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある決定)」と選択する。

工事表示板等設置要領

- 1) 工事表示板は、工事請負金額が1,000万円以上の工事について設置するものとする。
- 2) 工事表示板には、工事名・工期・施工・工事費及び設計・監理を記載する。 但し、新築工事等に掲げる工事看板に工事請負額を追記する事により、工事表示板に替 えるものとする。
- 3) 工事看板は、新築工事で100㎡以上の工事及び監督員が指定した工事(騒音、振動粉塵等の発生が予想されるもの、又は敷地境界等で施工されるもので直接周辺住民への影響を及ぼすと思われるものについては、金額、規模に関わらない。) について設置する。
- 4) 工事表示板は、縦45cm×横60cm、工事看板は、縦90cm×横1m80cmの大きさとし、別 紙仕様書により製作する。
- 5) 工事表示板等は、その内容を市民等第三者に周知出来うる場所に設置する。
- 6) 実施時期は、平成16年4月1日とする。
 - 注) 工事費は、万円単位、又は億単位など分かり易い単位を用いる。 (例) 15億4,100万円(1,541,000千円とは表示しない)



●工事表示板 仕様書1

■使用書体

・和文書体(ゴシック系)ゴシック-B ミディアム ※タイトル文字にあっては、同上ボールド

・数字書体(サンセリフ系)フルティガー ローマン

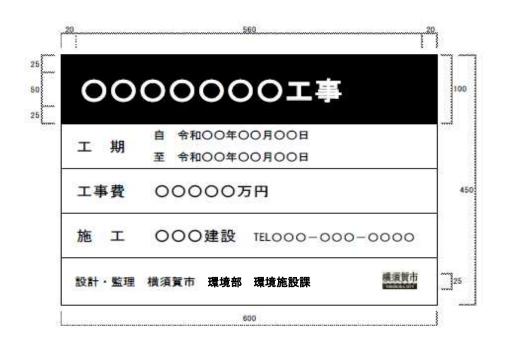
■色指定(色票番号:日本塗料工業会)

·表示基板 : 25-90 A

·タイトル : 25-90 A (下地) 19-20 B

・その他文字 : N-40

■表示レイアウト(下図参照)パネル寸法(mm) W600 × H450



●工事看板 仕様書2

■使用書体

・和文書体(ゴシック系)ゴシック-B ミディアム ※タイトル文字にあっては、同上ポールド

・数字書体(サンセリフ系)フルティガー ローマン

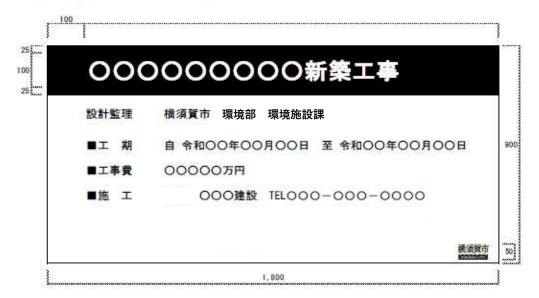
■色指定(色票番号:日本塗料工業会)

·表示基板 : 25-90 A

・タイトル : 25-90 A (下地) 19-20 B

·その他文字 : N-40

■表示レイアウト(下図参照)パネル寸法(mm) W1,800 × H900



施工条件明示事項

- 1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。 ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
- 2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項
■工程関係	□他の工事の開始又は完了の時期による影響
	□施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)
	■関係機関等との協議の未成立
	■関係機関等との協議条件による影響
	□地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間
	□設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□用地関係	□工事用地等の未処理部分
,	□工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地
	□発注者が借り上げた土地の使用
	□工事用地等の使用終了後における復旧内容
■周辺環境関係	■工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策
(公害、排水等)	□水替え•流入防止施設
	□濁水、湧水等の処理対策
	□事業損失防止関係
■安全対策関係	■交通安全施設等の指定
	□近接工事での施工方法、作業時間等の制限
	□落石、土砂崩落等に対する防護施設
	■交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置
	□有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
■工事用道路関係	■工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限
	□搬入路の使用中及び使用後の処置
	□仮設道路の設置
	■一般道路の占用
□仮設備関係	□仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用
	□仮設備の構造及び施工方法の指定
	□仮設備の設計条件の指定
■建設副産物関係	□残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件
	□建設副産物の現場内での再利用及び減量化
	■建設副産物及び建設廃棄物の処理
□薬液注入関係	□薬液注入工法の施工
	□周辺環境への調査
□工事支障物件等	□占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在
	□地上、地下等の占用物件工事との重複施工
□その他	□工事用資機材の保管及び仮置き
	□工事現場発生品
	□支給材料及び貸与品
	□関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等
	型架設工法の指定
	□工事用水、電力等の指定
	□新技術・新工法・特許工法の指定
	□部分使用
	□給水の必要
	□電子納品対象工事特記仕様書

施工条件明示の詳細

■工程関係

3. 関係機関等との協議の未成立

特記仕様書第4章1(8)参照。

4. 関係機関等との協議条件による影響

特記仕様書第4章6 (8) 参照。 特記仕様書第4章6 (16) 参照。

■周辺環境関係

11. 工事に伴う公害防止 (騒音、振動、粉塵、排出ガス等) 対策

特記仕様書第1章2参照。

特記仕様書第4章1(3)参照。

特記仕様書第4章2(4)参照。

特記仕様書第4章3(7)参照。

特記仕様書第4章4(2)参照。

特記仕様書第4章5(3)(4)参照。

特記仕様書第4章6(5)(15)参照。

特記仕様書第5章(4)参照。

■安全対策関係

- 15. 交通安全施設等の指定
- 18. 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置

特記仕様書第4章4(3)(4)参照。

■工事用道路関係

20. 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限

特記仕様書第1章3(6)参照。

23. 一般道路の占用

特記仕様書第4章4(3)参照。

■建設副産物関係

29. 建設副産物及び建設廃棄物の処理

「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」及び特記仕様書第4章9参照。

特記仕様書

目 次

第1章 総則	1
1 施設概要	1
2 公害防止対策	4
3 災害防止対策 4	4
4 安全衛生管理及び教育!	5
5 入札公告案件詳細(入札参加条件1個別条件)について	5
第 2 章 提出図書·報告書	6
1 提出図書	6
第3章 関係法令等	7
第4章 解体工事	8
1 煙突解体工事	8
2 煙道解体工事	8
3 付帯施設解体工事	9
4 仮設工事	9
5 ダイオキシン類汚染物除去工事10	0
6 アスベスト含有建材の除去・解体工事1	2
7 調査・測定・分析等1	5
8 発生材仮置場及び保管方法1	7
9 発生材処分 1	7
1 O 跡地整備 18	8
第5章 その他 15	9

第1章 総則

本特記仕様書は、横須賀市が発注する南処理工場煙突部ほか解体工事(以下「本工事」という。)に適用する。

1 施設概要

- (1)立地条件
 - 1) 近隣施設及び周辺土地利用の状況

解体撤去を行う煙突部から南東側の住宅地までは約210m、また北東の住宅地までは約300mの立地である。

周辺状況を図1に示す。



出展;国土地理院地図(2019/06/13撮影)

図 1 周辺状況

(2)敷地面積

30,424.49 ㎡ (久里浜収集事務所、収集車車庫を含む敷地面積)

- (3)棟別概要(主要建築物)
- 1)煙突・外部煙道
 - ① 煙突の高さ GL+170m
 - ② 煙突の用途 ごみ焼却用3缶集合煙突
 - ③ 煙突の形式 三脚型
 - ④ 筒身内径 一般部 直径 1.6 m
 - ⑤ 煙突内部ライニング材 厚 120 mm

外層 高強度キャスタブル 20 mm

中層 断熱キャスタブル 60 mm

内層 耐酸キャスタブル 40mm

※調査の結果 内層耐酸キャスタブルにアスベスト含有を確認

⑥ 筒身数 3

⑦ 筒身上部間隔 6 m (8G 部) 頂部は集煙装置

⑧ 筒身下部間隔 33m⑨ 節・繋ぎ梁数 8 梁

⑩ 建設時の建方要領 トラッククレーン、ポストクレーンを使用

⑩ 補修工事一覧

年度	No.	工事件名
平成元年度	1	煙突手摺取替工事
平成3年度	2	煙突階段及び手摺補修工事
平成5年度	3	煙突手摺補修工事
平成6年度	4	煙突梯子取替工事
平成8年度	6	煙突通気孔設置工事
十成8年度	7	煙突航空障害灯配線補修工事
平成9年度	8	煙突手摺取替工事
平成10年度	9	航空障害灯電気設備補修工事
平成12年度	10	煙突筒身補修工事
平成13年度	11	煙突筒身補修工事
平成14年度	12	煙突筒身補修工事
平成15年度	13	煙突筒身補修工事
平成20年度	14	3号炉煙道補修工事
平成21年度	15	1号炉煙道補修工事
十成21年及	16	1 号炉煙突筒身補修工事
平成22年度	17	2 号炉煙道補修工事
平成23年度	18.	煙突下部補修その他工事
平成24年度	19	煙突1号筒身上部ライニングその他補修工事
平成25年度	. 20 .	煙突2号筒身上部ライニングその他補修工事 (H26へ事故繰越)
平成26年度	21	煙突5G~7G間他補修工事

2) 工場棟

① 処理能力 600 t/日 (200 t/24 h×3 炉 3 系列)

② 処理方式 全連続燃焼式ストーカ炉

③ 構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造

④ 規 模 地上5階、地下1階建て

⑤ 建築面積 6,909.76 m² (工場棟 6,167.96 m²、進入退出路 741.8 m²)

⑥ 延床面積 18, 665. 78 m²

⑦ 建設年月 昭和55年10月~昭和58年10月(令和2年3月 稼働停止)

3)洗車装置棟

① 構 造 鉄骨造

② 規 模 平屋建て

③ 建築面積 108 m^2

④ 延床面積 27 m^2

⑤ 建設年月 工場棟と同じ

4)倉庫

① 構 造 鉄骨造

② 規 模 平屋建て

約 27.4 m² ③ 建築面積

④ 延床面積 約 27.4 m²

平成 15 年 ⑤ 建設年月

5)計量機棟

- ① 構 造 鉄骨造
- ② 規 模 平屋建て
- ③ 建築面積 84.42 ㎡
- ④ 延床面積 26.04 m²
- ⑤ 建設年月 工場棟と同じ

6)管理棟

- ① 構造 鉄筋コンクリート造
- ② 規 模 地上2階建て
- ③ 延床面積 約 840 ㎡
- ④ 建設年月 工場棟と同じ

7)渡り廊下

- ① 構 造 鉄骨造
- ② 規 模 地上2階に設置(工場棟と管理棟を接続)
- ③ 延床面積 約 104 m²
- ④ 建設年月 工場棟と同じ

8)ボンベ庫

- ①構造 ブロック造
- ② 規 模 平屋建て
- ③ 建築面積 約 4.3 m²
- ④ 延床面積 約 4.3 m²
- ⑤ 建設年月 不明

9)リサイクルハウス

- ① 構 造 軽量鉄骨造 (プレハブ構造)
- ② 規 模 平屋建て
- ③ 建築面積 約 122. 2 ㎡
- ④ 延床面積 約 122.2 m²
- ⑤ 建設年月 平成6年

10)燃料地下タンク

① 構造 鉄筋コンクリート造

11)粗大ごみ処理施設

- ① 構 造 鉄骨造
- ② 建築面積 約 449 m²

2 公害防止対策

(1)騒音・振動対策

本工事は関係法令に基づき、特定施設において発生する騒音・振動の規制基準を満たす対策を講ずるとともに工事に使用する建設機械は低騒音型・低振動型機械を使用すること。

規制基準値について、騒音にあっては85db、振動にあっては75dbとする。

また、日曜日、祝日に大きな騒音、振動の発生する作業については、騒音規制法及び 振動規制法の規定により行なわないこと。

(2)粉じん対策

解体工事に伴い発生する粉じんの周辺対策として、養生を施すとともに、作業場所を 散水湿潤化すること。また、換気設備等により作業環境を保全すること。

(3)排気設備

ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等の周辺対策として、HEPAフィルター、チャコールフィルター等により適切に処理を行った上で大気に排出すること。

(4)水質・土壌汚染対策

解体工事中の汚染物の飛散などによる二次汚染によって、周辺土壌や地下水へ汚染が 拡散しないよう十分な対策を講ずること。

本工事に伴い発生した汚染水、汚水、容器及び道具などの洗浄水については、関係法 令に従い適正に産廃処分(特別管理産業廃棄物もしくは産業廃棄物)すること。

3 災害防止対策

- (1)本工事は、ダイオキシン類等の含有する有害物質の除去およびアスベスト含有建材除去 等の特殊工事が含まれていることから、工事中の危険防止対策を十分に行うとともに、 作業員に対する安全教育を徹底し、労働災害のないように努めること。
- (2)安全手すり、安全ネット、仮設照明、換気等危険防止設備等を施し、特に落下物に対する災害の防止に努めること。
- (3)歩行者等の安全を確保するよう、災害防止処置を施すこと。
- (4)工事場所及び資材置場を、うま、ロープ等で明確にし、安全表示板等により歩行者等の安全をはかること。
- (5)大型機械、ダンプ等の建設関連車両の走行にあたっては、道路交通法を遵守するととも に、安全運転を徹底すること。敷地内から道路への退出の際、粉塵、泥、砂、汚水等を 持ち出さないよう対策を行い、清掃を十分に行うこと。
- (6)工事車両の走行ルートについては、神明第三隧道を使用するルートを通行すること。
- (7)工事中は、異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要 な対策を講じること。
- (8)既存保持の設備、構造物等の損傷(近隣の建物及び道路上の構造物などを含む)、汚染防止に努め、万一、損傷、汚染が生じた場合は直ちに監督員に報告するとともに、請負者の負担で速やかに復旧すること。
- (9)地震対策、強風対策を十分に行うこと。
- (10)災害防止対策は施工計画書に明記すること。

4 安全衛生管理及び教育

(1)作業員の健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。 石綿の除去については、「石綿障害予防規則」、「横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の 未然防止に関する条例」その他の関係法令、指針等に従って行うこと。

ダイオキシン類について、解体作業に従事する作業者の安全を確保するため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日基発第401号の2)」(以下「ばく露防止対策要綱」という。)、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(以下、「解体マニュアル」という。)及び「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」その他の関係法令に従って行うこと。

ばく露防止対策要綱、石綿障害予防規則、石綿飛散防止対策マニュアル等により適切に安全管理を行うこととし、特別教育を受講させ、保護具等の使用、粉じんの飛散防止措置等についての知識、経験を有する者を常時解体作業現場に配置し、作業者の指揮にあたらせるほか、作業開始前に作業者に対してダイオキシン類および石綿の危険性、保護具の適切な使用及び、作業方法等について周知徹底を図ること。

工事管理にあたっては、特定化学物質等作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者など 専門知識を有する管理者を適切に配置すること。

(2)血液中のダイオキシン類濃度測定

解体作業管理区域内で直接汚染物を除去する作業(灰出し作業および除染作業等)に係る作業員については、工事前に作業者名簿を作成し、原則として血液中のダイオキシン類の分析を実施すること。分析は当該工事の工事前と工事後に実施すること。

5 入札公告案件詳細(入札参加条件1個別条件)について

代表構成員は、国、地方公共団体または特殊法人等が発注した、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日付基発第401号の2)」に基づく一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設。ただし、焼却施設を含むものに限る。)におけるダイオキシン類等を含有する有害物質の除去を伴う工事の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること(共同企業体(甲型)の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の者に限る)。

第2章 提出図書·報告書

1 提出図書

- (1)施工承諾図書 (工事前に承認を得るもの)
 - ア 総合施工計画書
 - イ 各工種の施工計画書・施工図
 - ・ダイオキシン類除去作業計画書
 - ・アスベスト除去作業計画書
 - 煙突解体計画書
 - ・煙道解体計画書(工場棟煙道閉塞計画を含む)
 - 付帯施設解体計画書
 - その他必要な施工計画書
 - ウ 工程表(全体計画、全体実施、3か月計画、3か月実施、必要に応じて3週間計画)
 - エ 廃棄物処理・処分計画書
 - オ その他監督員が必要と認めるもの

(2)各種報告書

- ア 各工事の工事報告書
- イ ダイオキシン類、重金属類 調査報告書
- ウ アスベスト調査報告書
- エ 打合議事録・協議書
- オ その他監督員が必要と認めるもの
- (3)竣工図書(工事完了に際して提出する図書)
 - ア 工事写真
 - イ 年度別出来高調書
 - ウ 電子データ (電子納品)
 - エ その他

第3章 関係法令等

本工事の施工にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。

- (1)環境基本法
- (2) 大気汚染防止法
- (3) 悪臭防止法
- (4) 騒音規制法
- (5) 振動規制法
- (6) 水質汚濁防止法
- (7) 土壤汚染対策法
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (10) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (11) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- (12) 労働安全衛生法
- (13) 建築基準法
- (14) 消防法
- (15) 建設業法
- (16) 作業環境測定法
- (17) 航空法
- (18) 電気事業法
- (19) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
- (20) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (21) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- (22) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- (23) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル (厚生労働省労働基準局化学物質調査課編)
- (24) 横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針
- (25) 石綿障害予防規則
- (26) 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (建設業労働災害防止協会)
- (27) 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針
- (28) 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例
- (29) 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例における石綿濃度測定運用マニュアル
- (30) 建築物解体工事共通仕様書
- (31) 公共建築改修工事標準仕様書
- (32) その他関係法令及び条例、指針、要綱、基準等

第4章 解体工事

本工事の施工にあたっては、ばく露防止対策要綱に基づいて実施すること。また解体における 発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)及び「建設工事 に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)により、適切に資 源化を図るものとする。本工事は、煙突、煙道および煙突・煙道解体に必要となる付帯施設の解 体を行うものであり工事範囲は以下のとおりとする。

1 煙突解体工事

(1)工事範囲

煙突および付帯鉄骨、避雷設備等の設備を解体すること。

地上部根巻コンクリート (GL+500~GL+2000) は解体撤去すること。GL+500 以深の煙突基 礎は存置する。存置部分に露出する鉄筋はコンクリート面で切断し錆止め塗装すること。

- (2)煙突内部ライニング材は事前調査の結果、アスベスト含有が確認されているため、ライニング材を適切に除去したうえ搬出すること。
- (3)煙突ライニング材を筒身と分離する際は、騒音を最小限に抑えるため、筒身切断解体後可能な限り地上にて分離することとし、その2次解体場所はプラットホームとすること。ただし切断部については、切断時に内部ライニング材が飛散しないように、あらかじめ必要範囲を斫り除去すること。
- (4)航空障害灯設備(航空障害灯、スイッチボックス、管制盤、コンセント盤等)を撤去すること。
- (5)タワークレーン等の揚重機については、構造上安全であるか構造検討を行い施工すること。煙突補強や基礎工事についても本工事の範囲とする。なお、杭基礎や鉄筋コンクリート基礎については本工事で撤去すること。
- (6)移動式クレーンについては、安全な使用を徹底すること。転倒防止のため必要な措置 (地盤改良等)を検討し、本工事で行うこと。
- (7)溶接足場や昇降式足場(リフトクライマー、ワークステーション等)の設置については、構造上安全であるか構造検討を行い施工すること。基礎工事についても本工事の範囲とする。なお、基礎については本工事で撤去すること。
- (8)航空法による航空障害灯の設置等は、関係部局と協議を行い、本工事で実施すること。

2 煙道解体工事

- (1)煙道および鉄骨架台等を解体すること。鉄筋コンクリート基礎は存置するため、鉄骨架台はベースプレートまでを解体範囲とする。
- (2)排ガス分析用計測器を撤去すること。
- (3)3号煙道に接続する D/G 配管 350 φ は本工事で切断撤去すること。切断部はフランジを 溶接して閉塞処理すること。(写真No.16、既設資料集 07 煙道補修工事 参照)
- (4)保温材の除去作業においては、保温材 (ロックウール 75mm) が飛散することのないよう に適切に除去すること。
- (5)汚染物を完全に除去した上で煙道を切断し吊り下ろすこと。ばく露防止策要綱の規定に基づき、作業者がダイオキシン類にばく露されないよう十分に配慮された計画とする。 切断時は煙道内部を集じん排気装置により負圧状態を維持し、切断部をシート等で覆い、切断後はシートで煙道の両断部を密閉した上で吊り下ろすこと。

(6)存置側の煙道切断部分はシート等により密閉化すること。また外壁の開口部においては、溶融アルミニウム-亜鉛めっき鋼板等により囲い閉塞すること。継ぎ目の部分には、雨水が浸入することのないようにシーリング材によりシールを施すこと。

3 付帯施設解体工事

- (1)解体にあたっては、分別解体を原則とする。
- (2)洗車装置棟を解体すること。
- (3)スロープの一部を解体すること。
- (4) 放流水 PH 計収納箱 (小屋を含む) を解体撤去すること。
- (5)洗車装置棟およびスロープはアスベスト含有建材が確認されているため、本仕様書に従 い、適切に除去処分すること。
- (6)存置施設のアスベスト含有吹付タイルの損傷飛散の防止のため、洗車装置棟およびスロープ等の解体工事においては、石綿則及び関係法令に基づき適切に行うこと。
- (7)躯体解体時は、散水機を設置して常時散水を行い、粉じんの浮遊防止に努めること。
- (8)解体発生材は、速やかに処理する計画とすること。また、汚染部分の解体発生材と混じることのないように計画すること。
- (9)解体手順は、躯体の強度を十分考慮し、事故のないように計画すること。
- (10)煙突及び煙道を解体するために、本仕様書に記載の無い施設等を解体する必要がある場合は、監督員と協議の上解体範囲及び解体方法を決定し、本工事の範囲で施工すること。

4 仮設工事

- (1)仮囲いは既設を利用するとともに、パネル式スライドゲート W7.0m×H2.0m1箇所を追加 設置すること。工事完了後はそのまま残すこと。
- (2)騒音、振動の常時モニタリングを実施して規制基準値内で施工できるように管理すること。測定場所は騒音源直近の敷地境界線に設置し、表示パネルは極力公衆が見やすい位置に設置すること。また、測定データを記録して報告すること。
- (3)工事中の落下による危険の防止について、煙突の工事期間(頂部管理区域設置から除 染、ライニング一部切断、煙突切断、煙突解体まで期間)は、北側道路を通行止めにす るため、通行止めに必要となる関係機関との協議、届出提出、周辺住民への説明、案内 看板の設置、交通誘導員の配置等については本工事で行うこと。通行止めの期間は工事 着手後、速やかに監督員と協議を行うこと。
- (4)北側道路通行止め期間中は通行止め区間の両側にそれぞれ交通誘導員を配置すること。 また公園用地の T 字路に誘導員を設置し、ごみ収集関係者、工事関係者、くりはま花の国 プール利用者以外の者を侵入させないようにすること。
- (5)小型タワークレーンやクローラクレーン設置に必要となる杭基礎、基礎、地盤改良等については、本工事で調査、構造検討、施工計画立案を実施し監督員の承諾を受けた後施工すること。
- (6)外部足場は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」2.2.1「足場その他」により関係法令に従い設置すること。(900 枠を原則とし、抜け止め機能付き型くさび緊結式足場(次世代足場)等の異なるものを採用しようとする場合は、監督員の承諾を得ること)

- (7)場外退出時、道路の汚染防止のため、タイヤ等洗浄を行う設備を備えること。
- (8)工事用ユーティリティ費用(仮設水道、仮設電気の引き込み(高圧、低圧とも)、仮設排水)については、すべて請負者の負担とすること。
- (9)既設駐車場スペースは現場事務所等の工事用スペースとして使用できるものとする。

5 ダイオキシン類汚染物除去工事

- (1)煙道及び煙突内部には ダイオキシン類に汚染されたばいじんが付着・堆積しているので、汚染物を除去して適正に処分すること。
- (2)ダイオキシン類安全対策
 - ア 除染・解体作業中は適切な保護具を着用するものとし、作業箇所の温度、適切な休憩時間の設定等、熱中症対策には十分配慮する計画とすること。分析結果にかかわらず、除染期間中は第3管理区域、保護具のレベル3とすること。
 - イエアラインマスクの送気は衛生的なものとすること。
 - ウ 除染・解体作業中は保護具により作業員の意志疎通が難しい場合があるので、共通 合図等適切な意志伝達方法を計画し、作業員教育に組み込むこと。
 - エ 除染・解体作業時の緊急避難計画については、保護具を着用した特殊な状態であるため、通常の緊急避難計画とは別に定めること。
 - オ 作業環境及び周辺環境のダイオキシン類濃度について調査し、適切な管理をすること。
 - カ ダイオキシン類の作業区域から外部への排気は、管理基準値 0.6pg-TEQ/m3 以下とし、換気回数は 4 回/h 以上とすること。作業開始の 1 時間前から作業終了後の 1.5 時間までを作業時間の範囲内として集じん排気装置を稼働させること。
 - キ 管理基準を越える状況が確認又は推測される場合は、直ちに除染・解体作業を中止 し、迅速に漏出防止措置及び汚染除去を実施するとともに監督員に報告すること。
 - ク ダイオキシン類等の採取・測定等を行う場合は、ばく露防止対策要綱、横須賀市廃 乗物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針等に基づき 実施すること。

(3)解体作業管理区域

- ア ダイオキシン類汚染部に該当する部分での除染・解体作業は、ダイオキシン類等が 漏出しないよう解体作業管理区域を設定し密閉養生を行うこと。分析結果にかか わらず、除染期間中は第3管理区域、保護具のレベル3とすること。 煙突切断時においても管理区域を維持すること。
- イ 煙突解体においては、ダイオキシン類対策における管理区域は飛散性アスベスト 対策も考慮すること。
- ウ 2次解体を行う管理区域内への車両等の出入りによって、管理区域内の汚染物を 含む粉塵等が周辺の一般環境へ拡散することを防ぐため、車両等の管理区域内へ の出入口には汚染物の拡散を防ぐ仮設の車両入退場施設を設置すること。また、車 両入退場施設は二重扉とすること。出場の際は二重扉内においてタイヤ等に付着 した汚染物を洗浄してから一般環境へ出場すること。
- エ 密閉養生の解体前に、管理区域内の床・壁・天井面、設備、仮設資材等に付着した 汚染物も全て除去し、汚染物がないことを確認した上で、空気中のダイオキシン類 濃度測定を実施し、環境基準値以下を確認後した上、管理区域を開放できるものと

する。環境基準を超過した場合は、管理区域内の再除染や粉塵対策を行うこと。なお、環境基準値以下を確認できるまでは管理区域を開放しないこと。

- オ 高圧洗浄等による洗浄水が存置する設備や外部に漏出しないよう、密閉養生は防 水に優れたものとすること。
- カ 外部煙道の除染解体の為、循環ファン室内の煙道内で区画すること。
- キ 洗浄排水は煙道および煙突から外部に流出しないように計画すること。
- ク 密閉化養生等の仮設の構造物については、風荷重や降雨・雪に対する安定性の検討 行った上で設置し、天候の変化等による養生の損壊がないようにすること。

(4) クリーンルーム

ア クリーンルームについては、管理区域ごとに設置すること。また、ダイオキシン類 が管理区域外へ漏出しない構造のものとし、必要な面積・装備を確保すること。

(5)作業用保護具

- ア 各作業に応じたレベルの保護具を装備すること。ただし、分析結果にかかわらず、 除染期間中は第3管理区域、保護具のレベル3とすること。
- イ 緊急時及び監督員が立会い検査のために必要な保護具も用意すること。

(6)除染作業

- アばく露防止対策要綱に基づき除染すること。
- イ 除染は足場、ゴンドラ等を設置して、安全対策を講じて作業をすること。
- ウ 収集したばいじん、処理水、汚泥は専用の保管容器にて一次保管後、適正に処分すること。
- エ 小径配管等についても、洗浄あるいは汚染物の分離を適切に行うこと。
- オ 除染の確認方法は、原則として以下のとおりとする。
 - (ア) 鉄類 (煙道部)

素地が出るまで洗浄し、目視により確認すること。更に、ダイオキシン類濃度 を公定法により検査すること。

(イ) キャスタブル (煙突)

素地が出るまで洗浄し、目視により確認すること。更に、ダイオキシン類濃度 を公定法により検査すること。

カ 付着物除去後の検査、及び結果の記録

請負者は、付着物除去作業が完了した時点で上記の記録を監督員に報告し、原則 として立会い検査を受けること。なお、目視による確認にあっては、作業指揮者が 観察、及び記録等を行い、統括安全責任者が最終確認を行うこと。

統括安全責任者は、確認結果を監督員に報告し除去終了の了承を得ること。 下記の記録を保管すること。

- (ア) 付着物除去作業前後の同一箇所の表面の写真
- (イ) 付着物除去作業状況記録(写真、図面等)

(7)洗浄排水処理設備の設置

ア 洗浄廃水を再利用する場合は、排水処理設備により除染作業者に影響のない水質 に処理し、水質管理については、自主管理による水質測定を定期的に行い、監督員 に報告すること。その場合、ダイオキシン類濃度は10 pg-TEQ/L 以下とすること。

(8)ダイオキシン類・重金属類事前分析結果

横須賀市で事前分析した結果、及び請負者の実施する付着物除去後の分析を表 1~2 に示す。

表 1 ダイオキシン類分析結果(単位:pg-TEQ/g)

No.	装置名称	対象物	本業務実施 事前調査 ①	付着物除去後 確認分析 ②	備考
1	1号煙道	付着物	570		
2	2号煙道	付着物	850	0	
3	3 号煙道	付着物	490	_	
4	1号煙突	付着物	780		
5	2号煙突	付着物	1800	_	
6	3号煙突	付着物	2900	0	
	計		6 検体	2検体	

表 2 重金属類分析結果(付着物)(単位:mg/L)

試料名				
分析の対象	1 号煙道	2 号煙道	3 号煙道	基準値※
	やコントランド	やロナルギ	やロチャチ	松川をわかいとし
アルキル水銀化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
水銀又はその化合物	0. 0045	0.0017	0.0005 未満	0.005
カドミウム又はその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.09
鉛又はその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3
六価クロム化合物	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1.5
砒素又はその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.3
セレン又はその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.3
1,4-ジオキサン	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0. 5
試料名	1 D.E.M.		0 II JIII 1111	
分析の対象	1 号煙突	2 号煙突	3 号煙突	
アルキル水銀化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
カドミウム又はその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.09
鉛又はその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3
六価クロム化合物	0.03	0.08	0.06	1.5
砒素又はその化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005	0.3
セレン又はその化合物	0.019	0.023	0.030	0.3
1,4-ジオキサン	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5

6 アスベスト含有建材の除去・解体工事

- (1)大気汚染防止法に基づき、事前調査、目視調査、分析等の調査を実施し、事前調査の結果を監督員に報告すること。
- (2)アスベスト含有が確認された建材は、「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)及びその他関係法令、指針等に基づき解体撤去作業を実施すること。
- (3)アスベスト分析結果

発注者で事前分析した結果を表 3 に示す。

表 3 アスベスト分析結果

						アス	アスベスト調査結果			
飛散 レベル	建材種類	建築年	試料名	アスペ・スト	参考 (層別))	備考		
				有無	上塗材	主材	下地材	`VHI -5		
2	不定形耐火材	1980~1983 (S55~S58)	No.1 ①煙突 内面ライニング 下層(外) 東和耐火TX-400	無				_		
2	不定形耐火材	1980~1983 (S55~S58)	No.2 ①煙突 内面ライニング 中層(中) 東和耐火LW-5	無				_		
2	不定形耐火材	1980∼1983 (S55∼S58)	No.3 ①煙突 内面ライニング 上層(内) 東和耐火DP-A	有				製造メーカーへの調査により アスベスト有		
1	建築用塗材	1980∼1983 (S55∼S58)	No.4 ⑥管理棟 外部 外壁 吹付タイル (コンクリート)	有	-	クリソタイル 0. 1-5%	-			
1	建築用塗材	1980~1983 (S55~S58)	No.5 ②工場棟 外部 外壁 吹付タイル (ALC)	有	_	クリソタイル 0.1-5%	-			
1	建築用塗材	1980~1983 (S55~S58)	No.6 ②工場棟 外部 外壁 吹付タイル (コンクリート)	有	_	クリソタイル 0.1-5%				
	吹付けロック ウール	1980~1983 (S55~S58)	No.7 ②工場棟 3階 循環ファン室 壁 岩綿吹付	無				_		
1	建築用塗材	2003 (H15)年増築	No.8 ④倉庫 外部 外壁 吹付タイル (ALC)	無	_	-	-			
1	建築用塗材	1980~1983 (S55~S58)	No.10 外構 コンクリート門壁 吹付タイル (コンクリート)	有	_	クリソタイル 0.1-5%				
2	複合金属板	1980~1983 (S55~S58)	No.22 ③洗車場棟 外部 屋根 アスベスト積層被覆鋼板	有				クリソタイル 定量分析中		

(4)煙突内部の上層(内) 耐酸キャスタブル DP-A については、メーカー製造年・品番確認 によりアスベスト含有が確認されている。アスベスト含有耐火材 (レベル2) として適正に除去処分すること。

なお、中層(中)断熱キャスタブル LW-5 および下層(外)高強度キャスタブル TX-400 にはアスベストは含有されていないが、耐酸キャスタブルと分けて除去処分することが困難である場合や、混ざってしまう恐れのある場合は、全てアスベスト耐火材として除去処分すること。

- (5)煙突内部のアスベスト含有建材の除去作業は隔離および排気集じん装置設置(レベル1作業)とし、換気回数は4回/h以上とすること。作業開始の1時間前から作業終了後の1.5時間までを作業時間の範囲内として集じん排気装置を稼働させること。また煙突効果により煙突頂部密閉化養生から煙突内部の空気が漏洩する可能性のある場合は煙突上部にも排気集じん装置を設置すること。
- (6)スロープ及び洗車装置棟の吹付タイルは工場棟吹付タイル (コンクリート) の分析結果 により、主材および下地調整材にアスベストが含有されているものとして、アスベスト を適切に除去できる工法 (剥離剤併用手工具ケレン工法等は不可) を選定のうえ、適正 に除去・処分すること。除去後は目視確認および分析により確認すること。
- (7)本工事におけるアスベスト含有塗材は、大気汚染防止法施行令第3条の3号1号の「吹付石綿」に該当するものとして扱う。(環境省通知平成29年5月30日環水大大発第1705301号による)
- (8)アスベスト含有吹付タイル下地調整材の除去にあたり、隔離が不要な工法として集じん 装置付きディスクグラインダー工法があるが、アスベスト粉じんの飛散の懸念があるこ とから、横須賀市では、吹付石綿と同様に隔離と集じん装置等の設置が必須である。横 須賀市では隔離と集じん装置が不要な工法として集じん装置付き超高圧水洗工法に限定 されることに留意すること。
- (9)工場棟(コンクリート、ALC)、管理棟、外構コンクリート門壁にアスベスト含有吹付タイルを確認している。層別に分析した結果、下地調整材でアスベスト含有の結果が確認されていることから、本工事では塗装材および下地調整材の全ての部位でアスベストが含有されているものとして施工すること。

本工事の範囲外であっても、本工事に関連して工事する場合(煙道撤去工事や足場支持 材の穴あけなど、看板の設置による穴あけ等)は適正に施工すること。

- (10)洗車装置棟の折版屋根(ボルト止め)及び屋根付属材(水切り、軒樋等)はアスベスト積層被覆鋼板を使用している。被覆材は直ちに飛散する恐れは少ない建材である。本工事では折版裏断熱材と同様にレベル2(除去作業はレベル1)の取り扱いとする。なおアスベスト積層部はそのままでは除去することが困難な部分があることから、屋根等を原形のまま取外し隔離された場所で除去2次解体すること。
- (11)パッキン類はアスベスト含有材として、適切な撤去方法で除去すること。
- (12)アスベスト含有建材において、飛散性を有する廃石綿等の処理については、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物として収集、運搬、処分等の基準に従い適正に処理をすること。
- (13)特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿についても、廃棄物処理法、及び「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について(平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号)」の別添「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従い、適正に処理をすること。
- (14)平成27年11月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準の改正によりリフラクトリーセラミックファイバー(RCF)に係る規制が追加されている。RCFは耐火繊維ブランケット材、フェルト材、バルク材、クロス材など、耐火繊維材として幅広く使用されている。関係法令に基づき適正に除去処分すること。
- (15)アスベストの濃度測定は以下のとおり実施すること。アスベスト濃度の基準は繊維本 数濃度1本/Lとする。なお、煙突内ダイオキシン類除染期間についても、アスベスト除 去工事期間として測定を実施すること。

測定時期		測定場所	測定点数
工事の開始前		敷地境界又は作業場周辺	1点以上
工事の期間中		敷地境界又は作業場周辺	4方向各1点
(除去作業初日)		セキュリティーゾーン入口	1点
(7日ごとに1回以上測定を実施)		集じん・排気装置の排出口	1点
工事の完了後	(隔離シート撤去前)	作業室内	1点以上
	(隔離シート撤去後)	敷地境界又は作業場周辺	4方向各1点

表 4 アスベスト濃度測定

(16)隔離養生内部はプラスチックシートにより養生を行うこと、なお、重機・車両などにより床面のシート等を破損する恐れのある部分は、2重シートの上に保護コンクリート等を施工するとともに、保護コンクリート等は廃石綿として特別管理産業廃棄物で処分すること。

- (17)煙突解体の手順(参考)
 - ・煙突切断位置のライニング材を手斫りで除去。
 - ・煙突の切断吊り降ろし
 - ・吊り降ろし後、場内運搬
 - ・投入ステージ(プラットホーム)内に設けた隔離養生にて2次解体。

(18)2次解体ヤードについて

焼却施設投入ステージとし、投入ステージ内に隔離養生、排気集じん装置等を設置して施工すること。

表 5 工場棟投入ステージ諸元

F1 F				
構造	鉄筋コンクリート造			
広さ	約 39m×18m			
	(出入り口w6m×h4m)			
高さ	約 6.7m			
積載荷重	スラブ : 1500kg/m2			
	小 梁 : 1500kg/m2			
	柱・梁 : 1000kg/m2			
	地 震 : 200kg/m2			

出展) 既設構造計算書

(19)作業主任者の選任について

元請事業者は、自らが雇用する者の中から、「石綿作業主任者」または「特定化学物質等作業主任者」の資格を有する者を作業主任者として選任し、当該工事のアスベスト除去等の取扱い作業時に配置すること。

また、本工事契約後「現場代理人及び主任技術者等届」の提出にあたって、「その他の 技術欄」に作業主任者の氏名を記入し、資格証の写しを添付すること。

7 調査・測定・分析等

- (1)公定分析は、国が行う精度管理指針等に基づき、以下の全ての資格を持つ機関において 適正な精度管理の下で行うこと。
 - · 認定特定計量事業者 (MLAP)
 - · 計量証明事業登録
 - ・環境省の受注資格審査合格機関
 - 作業環境測定機関登録
- (2)作業環境調査等については表 6~表 11 に従い行うこと。
- (3)アスベスト処理作業中、及び作業後において、アスベスト粉じん濃度測定をすること。
- (4)工事期間中は、騒音・振動測定を実施すること。なお、測定は自動測定器により連続測定とする。

(5)周辺環境調査

除染・解体作業中は、隔離エリア外への汚染物の排出を監視、確認すること。

(6)事前調査結果の開示

ダイオキシン類等の事前調査結果は、作業従事者等本工事の関係者に説明し、内容を記載した書面を配布するとともに、作業場の見やすい場所に表示すること。また、分析結果は幅広く開示すること。開示する範囲は横須賀市との協議により定めるものとする。

なお、サンプリング調査の結果を解体作業マニュアルの記録様式「汚染物サンプリング 調査記録」により記録すること。

表 6 作業環境測定

測定位置	解体作業開始前 ※1	除染作業中 ※2	ライニング撤去 隔離養生組み換え前※2		
煙道	3カ所 6検体	3カ所 3検体	3カ所 3検体		
煙突	3カ所 6検体	3カ所 3検体	3カ所 3検体		
その他の管理区域	上記のほかに管理区域を設定する場合は実施すること				

※1 空気中 DXN 類 (ガス状、粒子状分離分析) 並行測定

※2 空気中 DXN 類

推定ダイオキシン類濃度により適正に管理すること。管理値を以下の表に示す。

表 7 粉じん測定 (デジタル粉じん計)

	測定時期		
測定位置	午前	午後	推定ダイオキシン類濃度管理値
換気集じん装置の排気口	1回以上	1回以上	0.6Pg-TEQ/m3以下
敷地境界 4地点	1回以上	1回以上	0.6Pg-TEQ/m3以下
	1 回以上	1回以上	管理区域の設定により管理値を決定
各管理区域内			レベル3管理 管理値なし (除染中)
口自在区域(1		1 固め工	レベル 2 管理 3.75Pg-TEQ/m3 以下
			レベル 1 管理 2.5Pg-TEQ/m3 以下

表 8 土壌測定(モニタリング土砂)

	時期 測定位置		分析項目/検体数			
測定時期			ダイオキシン類、水銀、カドミウム、鉛、			
			六価クロム、ひ素、セレン			
工事着工直前	敷地境界付近 4 地点		4 検体			
工事完了後	敷地境界付近	4 地点	4 検体			

[※]モニタリング土壌は1 m (1m×1m) の大きさのモニタリング用の土壌モニタリング箱を作成して、4 カ所に設置し、工事前及び工事完了後にそれぞれ表層1 mの範囲で採取し分析すること。

表 9 環境大気ダイオキシン類等の測定(試料採取保管)

測定時期	定時期 試料採取期間		分析項目
工事着工直前	24 時間	4 地点	ダイオキシン類、水銀、ひ素
除染中	1週間連続	4地点	ダイオキシン類、水銀、ひ素

[※]工事前および工事後の土壌測定の結果、ばいじん等の飛散の疑いが生じた時は上記表の保管試料の分析を実施し報告すること。

表 10 換気集じん装置出口の排気測定 (ダイオキシン類)

測定位置	ピーク時に測定	方法
(管理区域の換気集じん装置出口)	(除染作業中または解体中)	ЛIA
煙道	0	
煙突	0	公定法による
その他の管理区域	上記のほかに管理区域を設定する場合は 実施すること	

表 11 処分廃棄物

処理物	分析項目 ダイオキシン類、重金属類、1,4ージオキサン	備考
キャスタブル	0	
汚泥 (排水処理設備)	0	
洗浄水	0	
分析検体数	3	

※工事の遂行上必要と考えられる分析については、請負者が適宜計画して実施すること。
※その他、処分場からの受入条件が生じる場合、それに準じた試験項目を追加実施すると共に、その他の条件についても実施すること。

8 発生材仮置場及び保管方法

発生材は、廃棄物処理法等の規定に基づき、適正に保管すること。

- (1)非汚染解体発生材置場(除染が完了した金属類を含む) 解体発生材は、種別ごとに仮置場を設置し、飛散等がないようにすること。
- (2)汚染物解体発生材置場(飛灰、汚泥、キャスタブル、マスク、フィルター等)
 - ア汚染物は、搬出するまで区画養生された区域で適切に保管すること。
 - イ 残留灰、汚泥、残留水等は、各々密閉容器に入れ分別保管すること。
 - ウ 使用した防護服、手袋、その他のものは、密閉容器に入れ保管すること。

9 発生材処分

- (1)発生材の処分方法
 - ア 解体工事により発生した鉄筋、鉄骨は有価物として処分する。コンクリートは場外 にて適正に処分すること。
 - イ 固形物において、付着物のダイオキシン類含有量及び重金属類等の溶出量が煤塵 等に係る有害物質の基準を超えている場合は、特別管理産業廃棄物として扱うこ と。なお、耐火煉瓦などが基準を満たさない場合は再度洗浄することを原則とする が、特別管理産業廃棄物処理施設に搬出する場合は搬出先を監督員と協議のうえ、 請負者の負担において適正に処分すること。
 - ウ 発生材におけるダイオキシン類及び有害物質等の測定は、特定計量証明事業者及 び計量証明事業者の登録を有している分析機関において、適正な精度管理の下で 公定法等により行うこと。
 - エ 解体に伴い発生した廃棄物は、種類に応じて分別し、建設リサイクル法及び「資源 の有効な利用の促進に関する法律」、その他関係法令に従い、可能な限り再利用・ 再生利用・再資源化に努めるものとする。
 - オ 建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により発注者の確認を受けること。
 - カ 汚染が除去された廃棄物であっても運搬車輌からの落下や飛散防止のため、必ず シートを掛けて運搬すること。
 - キ 建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者(請負者)は、処分業者と建設副産物処理 委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書(環境省作成または建設三団体作成 様式)を発注者に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
 - ク 収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別途、収集運搬業者と建設廃棄物 処理委託契約を締結すること。

- ケ 有価物の処分については、建設副産物処理調書、受入伝票、処分量がわかる領収書等を提示し、発注者に確認を受けること。
- コ 建設廃棄物については、建設廃棄物処理マニフェストの写しを発注者へ提出する こと。電子マニフェストシステムを利用した場合は、発注者の指示によること。

10 跡地整備

- (1)本工事でアスファルト舗装等撤去を行った区画は、砕石舗装を本工事で行うこと。
- (2)本解体工事で雨水排水設備、汚水排水設備を解体した部分は復旧すること。 また、工事前に横須賀市環境部環境保全課と協議を行い、届出等の必要な手続きを行うこと。
- (3)鉄筋コンクリート解体後の断面部は平滑に解体するともに、露出した鉄筋は根本部分で切断し、さび止め塗装すること。

第5章 その他

- (1)周辺住民への対応は、常に誠意をもって行うこと。また、周辺住民及び関係者等への説明等については、騒音発生作業、通行止め等必要となる事項について監督員と協議し、時期を決定すること。その際、必要な資料を作成し、全面的に協力すること。
- (2)工事関係車両等による工事現場周辺道路汚損防止に努め、汚損箇所は遅滞なく、補修清掃を行うこと。
- (3)本工事範囲外の部分を汚損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。
- (4)本工事期間中、災害、又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその原因、経過、被害の状況等について口頭及び文書で監督員に報告すること。
- (5)解体等に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型のものとし、その他使用する機械器 具は、騒音、振動及び塵埃等の発生が少なく安全性の高いものを選定し、周辺に対する 影響をなるべく抑えること。やむを得ず大きな騒音の発生する作業については監督員と 協議し施工すること。

積算基準等について

2023年4月1日改定

南処理工場煙突部ほか解体工事の積算基準等は次のとおり。

1. 積算基準について

	名称	適用年版
1	公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房庁営繕部)	平成 28 年 12 月版
2	公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省大臣官房庁営繕部)	令和4年版
3	公共建築工事共通費積算基準(国土交通省大臣官房庁営繕部)	平成 28 年 12 月版
4	公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房庁営繕部)	平成 29 年版
5	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房庁営繕部)	平成 29 年版
6	公共建築工事積算基準等資料(国土交通省大臣官房庁営繕部)	令和4年版

- ※1 解体工事を単独で行う場合、共通仮設費率及び現場管理費率の区分は「改修 建築工事」の一般工事とし、一般管理費等率は公共建築工事共通費積算基準 P-10 (別表 15) により算出すること。
- ※2 議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年12月13日条例第61号)の適用を受ける工事において、共通費算定で使用するT(工期)は、議決日(契約締結日)を減じ、月換算する。

2. 複合単価について

- (1) 建設物価、積算資料から採用(2 誌平均値)した材料価格による複合単価は、 掲載された材料価格と公共建築工事標準単価積算基準により構成されている。
- (2) 一般に公表されている材料価格による複合単価は、案件ごとの工事仕様書内に 掲載している。
- (3) 積算に用いる各労務費については、神奈川県県土整備局で公表している「公共工事設計労務単価表」のとおり。

3. 採用単価について

採用単価の優先順位は以下のアルファベット順とする。ただし、解体工事における 発生材積込運搬及び発生材処分については除く。

- (1) 新增改築工事
 - A) 建築工事標準市場単価表[建築·電気設備·機械設備]
 - B) 建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価 建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値
 - C) カタログ価格による複合単価
 - D) 見積り及び見積りによる複合単価
- (2) 補修改修工事
 - A) 建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]
 - B) 建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]
 - c) 建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価 建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値
 - D) カタログ価格による複合単価
 - E) 見積り及び見積りによる複合単価

4. その他

(1) 本市と契約の締結された建築系工事の金入り内訳書は、横須賀市の発注する 工事の競争入札参加者のみ、開札日(議決案件は議決日)の20日後から、 翌々月の月末までの期間の開庁日において、都市部建築計画課で閲覧が可能 です。閲覧の際は、競争入札参加資格者であることが確認できる身分証等を ご提示ください。

単価及び共通費等に関する事項

1 単価等の採用根拠について

内訳書に掲載の単価等の採用根拠は、以下のとおりです。

	建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	
	建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	
	※上記単価表の単価は下記の歩掛等により作成	
Α	公共建築工事標準単価積算基準	
A	公共建築工事積算基準等資料	
	公共建築工事積算研究会参考歩掛り	非公開
	営繕積算システム等開発利用協議会参考資料	介公用
	営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	
В	土木工事資材等単価表 (神奈川県)	
Ъ	市独自単価一覧表(土木工事編)	
C	建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価	
	建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値	
	カタログ価格による複合単価	数量内訳書
D	見積り及び見積りによる複合単価	見積単価等情報
	工事量が少量、僅少等の場合において補正を行ったA、BまたはCの単価	にて公開

- (1) Aの単価については、公表されている歩掛と刊行物に掲載の単価との複合単価であり、 (一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため、非公開とします。 なお、Aの単価を作成する際に使用している刊行物の採用月は、原則として単価表の適 用月前月です。
- (2) Bの単価については、神奈川県HP(土木工事資材等単価表について)若しくは横須賀市HP(工事積算情報)に掲載しています。

神奈川県HP: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html 横須賀市HP: https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html

- (3) Cの単価については、一般に公表されている、または環境部環境施設課が独自に調査した材料価格以外の刊行物による単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため非公開とします。
- (4) 単価の採用根拠についての内容に関する質疑等は、原則受け付けません。

2 単価世代及び共通費算定の根拠について

- (1)建築工事標準市場単価表等は、令和5年4月1日単価を採用しています。
- (2)建築工事主要資材単価表は、令和5年4月1日単価を採用しています。
- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期Tは 20.0か月とします。
- (4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式は 改修を採用しています。

3 その他

(1) 工事価格は、原則として有効桁を上位4桁としています。ただし、一千万円未満の場合は、一万円単位としています。

令和	5年度 南処理工場煙突部ほか解体工事					内訳
		請負工事費				
		工 事 価 格				
記号	名 称	適用	数量単位	単 価	金額	
A	直接工事費					
	解体その他工事		1 式			
	計					
В	共通費					
	共通仮設費		1 式			
	現場管理費		1 式			
	一般管理費等		1 式			
	計					
С	換価格充当品		1 式			
	合 計	(工事価格)				
	消費税等相当額 (消費税率 10%)					
	請負工事費					

横須賀市 1/14

記号	名 称	適用	数 量 単位	単 価	金額	備考
	解体その他工事					
1	ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事		1 式			第1号内訳書
2	煙突 解体工事		1 式			第2号内訳書
3	煙道 解体工事		1 式			第3号内訳書
4	付帯施設 解体工事		1 式			第4号内訳書
5	跡地整備工事		1 式			第5号内訳書
6	発生材 運搬		1 式			第6号内訳書
7	発生材 処分		1 式			第7号内訳書
	計					
	換価格充当品					
	換価格充当品		1 式			第8号内訳書
	計					

横須賀市 2/14

第1号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事(1/4) 記号 備 考 名 称 適 用 数量 単位 単 価 金 額 1 ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事 1) 煙突・煙道 密閉化養生 ダイオキシン類除染~キャスタブル解体 (1) 煙突頂部 密閉化養生 頂部塞ぎ、二重出入口 1 式 (2) 煙突下部 密閉化養生 搬出積込ヤード、車両入退場施設 式 1 (3) 煙突下部 セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 1 式 (4) 煙突 集じん排気装置 4回/時間以上 1 式 煙道-3階循環ファン、煙道1階-誘引ファン (5) 煙道 密閉化養生(他設備との区画養生を含む) 煙道-煙突、煙道-屋外、その他必要な箇所 1 式 (6) 煙道 セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 1 式 (7) 煙道 集じん排気装置 4回/時間以上 式 1) 計 煙突2次解体 密閉化養生 キャスタブル解体 (1) 2次解体ヤード 密閉化養生 式 1 (2) 2次解体ヤード セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 1 式 4回/時間以上 (3) 2次解体ヤード 集じん排気装置 式 2) 計

横須賀市 3/14

第1号	号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費	(2/4)					
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
3)	煙突内 作業足場 (円形ゴンドラ等)	ダイオキシン類除染~キャスタブル解体					
	(1) 煙突内 作業足場 (円形ゴンドラ等)		1	式			
	3) 計						
4)	ダイオキシン類対策 付着物除去費						
	(1) 煙道の付着物除去		1	式			
	(2) 煙突の付着物除去		1	式			
	(3) 高圧水洗浄装置·洗浄水処理設備		1	式			
	(4) 空気供給設備	エアラインマスク用 コンプレッサー エアラインホース、その他	1	式			
	4)計						

横須賀市 4/14

第1号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費 (3/4) 記号 名 称 数 量 単 価 備 考 適 用 単位 金 額 煙突管理区域はダイオキシン類安全対策と共用 煙突アスベスト含有キャスタブル解体工事 (1) 煙突底板撤去(GL+10.95m)、脚部ガラシュート設置 式 (2) 除去前 煙突内部への飛散防止剤の吹付 m² 厚120mm 全てアスベスト含有耐火材として解体 (3) キャスタブル手斫り解体 先行解体 式 厚120mm 全てアスベスト含有耐火材として解体 (4) キャスタブル手斫り解体 2次解体 1 式 2次解体のための 場内運搬を含む (5) キャスタブル掻き出し、集積、梱包、積込み m³ 先行除去後及び、2次解体後に実施 (6) 先行解体後 煙突内部への飛散防止剤の吹付 m^2 (7) 先行解体後 養生シート等への飛散防止剤の吹付 式 (8) 2次解体後 煙突鋼板面への飛散防止剤の吹付 式 (9) 2次解体後 養生シート等への飛散防止剤の吹付 式 1 5) 計

横須賀市 5/14

第1号	号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費(4/	4)					
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
6)	洗車装置棟 アスベスト含有建材除去工事						
	(1) 洗車装置棟 屋根折板等 取外し	折版屋根、水切り、軒樋		m²			
	(2) 洗車装置棟 屋根折板アスベスト除去切断工事	アスベスト積層被覆鋼板折版屋根、水切り、軒樋 飛散防止剤吹付等を含む		m²			
	(3) 洗車装置棟 吹付タイル除去工事	壁面 飛散防止剤吹付等を含む		m²			
	(4) 洗車装置棟 隔離、セキュリティールーム、集じん装置		1	式			
	6) 計						
7)	スロープ アスベスト含有建材除去工事						
	(1) スロープ 吹付タイル除去工事	柱、梁、手摺、スラブ見上 飛散防止剤吹付等を含む		m²			
	(2) スロープ 隔離、セキュリティールーム、集じん装置		1	式			
	7) 計						
	1 計						

横須賀市 6/14

第2号	号内訳書 煙突解体工事 (1/1)								
記号	名 称	適 用	数 量	Ē	単位	単 価	金額	備	考
2	煙突 解体工事	揚重機は共通仮設費積み上げ分に含む 管理区域、除染等はDXN類対策工事に含む							
1)	煙突足場								
	(1) 煙突足場	溶接足場もしくは昇降足場等 運搬、設置、損料、解体等一式		1	式				
	1) 計								
2)	煙突解体								
	(1) 煙突 解体	端部養生、切断、吊り降ろし		1	式				
	(2) 煙突 根巻コンクリート解体	GL+500~GL+2000			m³				
	(3) 航空障害灯等撤去	高輝度航空障害灯(7灯)・スイッチボックス(7台) 管制盤(1台)、コンセント盤(1台)、その他		1	式				
	(4) 存置部分の鉄筋の切断、さび止め処理			1	式				
	2) 計								
	2 計								

横須賀市 7/14

第3号	号内訳書 煙道 解体工事 (1/1)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
3	煙道 解体工事						
1)	煙道解体						
	(1) 1~3号 煙道 保温材撤去	ロックウール75mm 板金カラーSUS鋼板 厚0.4mm]	式			
	(2) 1~3号 煙道 煙道切断撤去	STEN-1 厚6mm]	式			
	(3) 1~3号 煙道 分析計撤去	ばいじん分析計 (点検用歩廊に設置)]	式			
	(4) 1~3号 煙道 点検用歩廊・鉄骨架台等 解体		1	式			
	(5) 3 号煙道 D/G配管350 φ 撤去		1	式			
	1) 計						
2)	煙道 塞ぎ工事						
	(1) 1~3号 煙道 煙道塞ぎ、壁塞ぎ工事	煙道切断部 シートによる塞ぎ 外壁開口部 カラーガルバリウム鋼板等による壁塞ぎ	1	式			
	(2) 3 号煙道 D/G配管350 φ 切断部閉塞	ステンレス管切断部 フランジ溶接	1	式			
	2) 計						
	3 計						

横須賀市 8/14

第4号	号内訳書 付帯施設 解体工事 (1/2)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
4	付帯施設 解体工事						
1)	スロープ 一部解体						
	(1) 直接仮設	存置建物石綿含有吹付タイルの保護のための 垂直養生(足場、防炎シート等)	1	式			
	(2) 鉄筋コンクリート解体	重機解体		m³			
	(3) 存置部分の鉄筋の切断、さび止め処理		1	式			
	1) 計						
2)	洗車装置棟 解体工事						
	(1) 直接仮設	存置建物石綿含有吹付タイルの保護のための 垂直養生(足場、防炎シート等)	1	式			
	(2) 鉄骨造 上屋解体			m^2			
	(3) 鉄筋コンクリート解体	GLまで		m³			
	2) 計						
3)	設備解体						
	(1) 放流水PH計収納盤(小屋を含む) 解体		1	式			
	(2) 外灯 (煙突周辺)	高さ約8m 水銀灯		カ所			
	(3) 外灯 (退出路 スロープ)	高さ約8m 水銀灯		カ所			
	3) 計						

横須賀市 9/14

第4号	号内訳書 付帯施設 解体工事 (2/2)					
記号	名 称	適用	数量単	立 単 価	金額	備考
4)	樹木撤去					
	(1) 高木 A 伐採 (H8m・幹径200mm程度)	煙突下部 緑地帯	本			
	(2) 高木 B 伐採 (H16m・幹径500mm程度)	煙突下部 緑地帯	本			
	(3) 高木 C 伐採 (H20m・幹径700mm程度)	煙突下部 緑地帯	本	;		
	(4) 高木 D 伐採 (H9m・幹径300mm程度)	北側道路面 緑地帯	本	;		
	(5) 高木 E 伐採 (H9m・幹径400mm程度)	北側道路面 緑地帯	本	;		
	4) 計					
	4 計					

横須賀市 10/14

第5	号内訳書 跡地整備工事(1/1)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
5	跡地整備工事						
1)	砕石敷き						
	(1) 砕石敷き	舗装等解体部分(地盤改良範囲等)	1	式			
	1) 計						
	5 計						

横須賀市 11/14

第6号内訳書 発生材 運搬 (1/1)						
記号 名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備 考
6 発生材 運搬						
1) 発生材 運搬						
(1) 灰・洗浄汚泥		1	式			
(2) DXN類汚染物(保護具類等)		1	式			
(3) キャスタブル	特別管理産業廃棄物		m³			
(4) 吹付タイル、折版積層アスベスト、パッキン類	特別管理産業廃棄物 養生材等を含む	1	式			
(5) 廃プラスチック、その他	安定型品目、混合廃棄物、その他 グラスウール	1	式			
(6) コンクリート	中間処理 (無筋)		t			
(7) アスファルト塊		1	式			
(8) 蛍光ランプ、水銀灯 等		1	式			
(9) 木くず	樹木	1	式			
(10) 鉄スクラップ	スクラップ (鋼板、鉄骨、鉄筋)		t			
(11) 非鉄スクラップ (電線)			kg			
1) 計			_			
6 計						

横須賀市 12/14

第7号	号内訳書 発生材 処分(1/1)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
7	発生材 処分						
1)	発生材 処分						
	(1) 灰・洗浄汚泥		1	式			
	(2) DXN類汚染物 (保護具類等)		1	式			
	(3) キャスタブル	特別管理産業廃棄物		m³			
	(4) 吹付タイル、折版積層アスベスト、パッキン類	特別管理産業廃棄物 養生材等を含む	1	式			
	(5) 廃プラスチック、その他	安定型品目、混合廃棄物、その他 グラスウール	1	式			
	(6) コンクリート	中間処理(無筋)		t			
	(7) アスファルト塊		1	式			
	(8) 蛍光ランプ、水銀灯 等		1	式			
	(9) 木くず	樹木	1	式			
	1) 計						
	7 計						

横須賀市 13/14

	号内訳書 換価格充当品(1/1) 「					1
記号	名 称	適用	数量	単位単位	金 額	備考
8	換価格充当品					
1)	換価格充当品					
	(1) 鉄スクラップ	鋼板、鉄骨、鉄筋		t		
	(2) 非鉄スクラップ (電線類)			kg		
	1) 計					
	8 計					

横須賀市 14/14

数量内 訳書見租積単価等情報

環境部 環境施設課

※ この数量内訳書の数量は参考です、入札者は独自に積算し入札すること。 掲載された単価は本市が設計価格算出の為に採用したもので、入札者の下請負 金額 等を保証するものではありません。

また、金額に関する質疑等は原則、受け付けません。

		請負工事費				
		工 事 価 格				
記号	名 称	適用	数量	単位 単 価	金額	備 考
A	直接工事費					
	解体その他工事		1	式		
	計					
В	共通費					
	共通仮設費		1	式		積み上げ分 別紙内訳書参照
	現場管理費		1			
	一般管理費等		1	式		
	計					
С	換価格充当品		1	式		
	合 計	(工事価格)		74		
	消費税等相当額 (消費税率 10%)					
	請負工事費					

横須賀市 1/22

記号	名 称	適用	数 量 単位	単 価	金額	備考
	解体その他工事					
1	ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事		1 式			第1号内訳書
2	煙突 解体工事		1 式			第2号内訳書
3	煙道 解体工事		1 式			第3号内訳書
4	付帯施設 解体工事		1 式			第4号内訳書
5	跡地整備工事		1 式			第5号内訳書
6	発生材 運搬		1 式			第6号内訳書
7	発生材 処分		1 式			第7号内訳書
	計					
	換価格充当品					
	換価格充当品		1 式			第8号内訳書
	計					

横須賀市 2/22

第1号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事(1/4) 備 考 記号 名 称 適 用 数量 単位 単 価 金 額 1 ダイオキシン類・アスベスト安全対策工事 1) 煙突・煙道 密閉化養生 ダイオキシン類除染~キャスタブル解体 (1) 煙突頂部 密閉化養生 頂部塞ぎ、二重出入口 1 式 1,050,000 (2) 煙突下部 密閉化養生 搬出積込ヤード、車両入退場施設 式 1 31, 500, 000 (3) 煙突下部 セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 1 式 26, 250, 000 (4) 煙突 集じん排気装置 4回/時間以上 1 式 26, 250, 000 煙道-3階循環ファン、煙道1階-誘引ファン (5) 煙道 密閉化養生(他設備との区画養生を含む) 煙道-煙突、煙道-屋外、その他必要な箇所 1 式 5, 250, 000 (6) 煙道 セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 3, 150, 000 1 式 (7) 煙道 集じん排気装置 4回/時間以上 式 1,050,000 1) 計 煙突2次解体 密閉化養生 キャスタブル解体 (1) 2次解体ヤード 密閉化養生 式 1 1,050,000 (2) 2次解体ヤード セキュリティーゾーン エアシャワー、前室、更衣室、掃除機、その他 式 5, 250, 000 1 4回/時間以上 (3) 2次解体ヤード 集じん排気装置 式 7, 350, 000 2) 計

横須賀市 3/22

第1号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費(2/4) 記号 名 称 適 用 数 量 単位 単 価 金 額 備 考 煙突内 作業足場(円形ゴンドラ等) ダイオキシン類除染~キャスタブル解体 別紙内訳書 (1) 煙突内 作業足場 (円形ゴンドラ等) 式 No. 1 3) 計 4) ダイオキシン類対策 付着物除去費 (1) 煙道の付着物除去 式 5, 250, 000 1 (2) 煙突の付着物除去 式 1 10, 500, 000 (3) 高圧水洗浄装置·洗浄水処理設備 1,575,000 1 式 マスク、保護衣は共通仮設費 5,250,000 積み上げ分で別途計上 エアラインマスク用 コンプレッサー (4) 空気供給設備 エアラインホース、その他 式 4) 計

横須賀市 4/22

第1号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費 (3/4) 記号 名 称 数量 備考 適 用 単位 単 価 金 額 煙突管理区域はダイオキシン類安全対策と共用 煙突アスベスト含有キャスタブル解体工事 (1) 煙突底板撤去(GL+10.95m)、脚部ガラシュート設置 式 5, 250, 000 (2) 除去前 煙突内部への飛散防止剤の吹付 2, 179 m² 5, 250 参考数量 厚120mm 全てアスベスト含有耐火材として解体 (3) キャスタブル手斫り解体 先行解体 式 10,500,000 324㎡ (3) (4) の合計 1 厚120mm 全てアスベスト含有耐火材として解体 (4) キャスタブル手斫り解体 2次解体 1 式 5, 250, 000 2次解体のための 場内運搬を含む (5) キャスタブル掻き出し、集積、梱包、積込み 324 m³ 136, 500 先行除去後及び、2次解体後に実施 (6) 先行解体後 煙突内部への飛散防止剤の吹付 2,563 m² 5, 250 (7) 先行解体後 養生シート等への飛散防止剤の吹付 式 3, 150, 000 1 (8) 2次解体後 煙突鋼板面への飛散防止剤の吹付 式 1,050,000 (9) 2次解体後 養生シート等への飛散防止剤の吹付 1 式 1,050,000 5) 計

横須賀市 5/22

第1	号内訳書 ダイオキシン類・アスベスト安全対策費 (4/	4)					
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
6)	洗車装置棟 アスベスト含有建材除去工事						
	(1) 洗車装置棟 屋根折板等 取外し	折版屋根、水切り、軒樋	155	m²	5, 250		面積は屋根水平投影面積を示す
	(2) 洗車装置棟 屋根折板アスベスト除去切断工事	アスベスト積層被覆鋼板折版屋根、水切り、軒樋 飛散防止剤吹付等を含む	155		10, 500		面積は屋根水平投影面積を示す
	(3) 洗車装置棟 吹付タイル除去工事	壁面 飛散防止剤吹付等を含む	110		52, 500		
	(4) 洗車装置棟 隔離、セキュリティールーム、集じん装置		1	式		1, 050, 000	
	6) 計						
7)	スロープ アスベスト含有建材除去工事						
	(1) スロープ 吹付タイル除去工事	柱、梁、手摺、スラブ見上 飛散防止剤吹付等を含む	286	m²	52, 500		
	(2) スロープ 隔離、セキュリティールーム、集じん装置		1	式		1, 050, 000	
	7) 計						
	1 計						

横須賀市 6/22

第2号	号内訳書 煙突解体工事 (1/1)							
記号	名 称	適用	数	量	単位	単 価	金額	備考
2	煙突 解体工事	揚重機は共通仮設費積み上げ分に含む 管理区域、除染等はDXN類対策工事に含む						
1)	煙突足場							
	(1) 煙突足場	溶接足場もしくは昇降足場等 運搬、設置、損料、解体等一式		1	式			別紙内訳書 No. 2
	1) 計							
2)	煙突解体							
	(1) 煙突 解体	端部養生、切断、吊り降ろし		1	式			別紙内訳書 No.3
	(2) 煙突 根巻コンクリート解体	GL+500~GL+2000		38	m^3	31, 500		
	(3) 航空障害灯等撤去	高輝度航空障害灯(7灯)・スイッチボックス(7台) 管制盤(1台)、コンセント盤(1台)、その他		1	式		1, 050, 000	
	(4) 存置部分の鉄筋の切断、さび止め処理			1	式		210, 000	
	2) 計							
	2 計							

横須賀市 7/22

第3号	号内訳書 煙道 解体工事(1/1)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
3	煙道 解体工事						管理区域、除染等はDXN類対 策工事に含む
1)	煙道解体						
	(1) 1~3号 煙道 保温材撤去	ロックウール75mm 板金カラーSUS鋼板 厚0.4mm	1	式		3, 150, 000	
	(2) 1~3号 煙道 煙道切断撤去	STEN-1 厚6mm	1	式		3, 150, 000	
	(3) 1~3号 煙道 分析計撤去	ばいじん分析計 (点検用歩廊に設置)	1			3, 150, 000	
	(4) 1~3号 煙道 点検用歩廊・鉄骨架台等 解体		1	式		3, 150, 000	
	(5) 3 号煙道 D/G配管350 φ 撤去		1	式		525, 000	
	1) 計						
2)	煙道 塞ぎ工事						
	(1) 1~3号 煙道 煙道塞ぎ、壁塞ぎ工事	煙道切断部 シートによる塞ぎ 外壁開口部 カラーガルバリウム鋼板等による壁塞ぎ	1	式		630, 000	
	(2) 3 号煙道 D/G配管350 φ 切断部閉塞	ステンレス管切断部 フランジ溶接	1	式		420, 000	
	2) 計						
	3 計						

横須賀市 8/22

第45	号内訳書 付帯施設 解体工事 (1/2)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
4	付帯施設 解体工事						
1)	スロープ 一部解体						
	(1) 直接仮設	存置建物石綿含有吹付タイルの保護のための 垂直養生(足場、防炎シート等)		式		525, 000	
	(2) 鉄筋コンクリート解体	重機解体	97	m³	10, 500		照明撤去等の軽微な工事を含む
	(3) 存置部分の鉄筋の切断、さび止め処理			式		210, 000	
	1) 計						
2)	洗車装置棟 解体工事						
	(1) 直接仮設	存置建物石綿含有吹付タイルの保護のための 垂直養生(足場、防炎シート等)	-	式		525, 000	
	(2) 鉄骨造 上屋解体		159	m²	5, 250		照明撤去等の軽微な工事を含む
	(3) 鉄筋コンクリート解体	GLまで	10) m³	10, 500		
	2) 計						
3)	設備解体						
	(1) 放流水PH計収納盤 (小屋を含む) 解体		-	式		10, 500	
	(2) 外灯 (煙突周辺)	高さ約8m 水銀灯	4	カ所	105, 000		
	(3) 外灯 (退出路 スロープ)	高さ約8m 水銀灯	4	カ所	105, 000		
	3) 計						

横須賀市 9/22

第4-	号内訳書 付帯施設 解体工事 (2/2)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金 額	備考
4)	樹木撤去						
	(1) 高木 A 伐採 (H8m・幹径200mm程度)	煙突下部 緑地帯	1	本	21,000		
	(2) 高木 B 伐採 (H16m・幹径500mm程度)	煙突下部 緑地帯	2	本	105, 000		
	(3) 高木 C 伐採 (H20m・幹径700mm程度)	煙突下部 緑地帯	1	本	157, 500		
	(4) 高木 D 伐採 (H9m・幹径300mm程度)	北側道路面 緑地帯	8	本	31, 500		
	(5) 高木 E 伐採 (H9m・幹径400mm程度)	北側道路面 緑地帯	1	本	42, 000		
	4) 計						
	4 計						

横須賀市 10/22

第5	号内訳書 跡地整備工事 (1/1)					
記号	名 称	適用	数量	単位 単 価	金額	備考
5	跡地整備工事					
1)	砕石敷き					
	(1) 砕石敷き	舗装等解体部分(地盤改良範囲等)	1	式	1, 050, 000	
	1) 計					
	5 計					

横須賀市 11/22

第6号	号内訳書 発生材 運搬 (1/1)								
記号	名 称	適用		数	量	単位	単 価	金額	備考
6	発生材 運搬								
1)	発生材 運搬								
	(1) 灰・洗浄汚泥				1	式		315, 000	処理水の産廃運搬含む。
	(2) DXN類汚染物(保護具類等)				1	式		315, 000	
	(3) キャスタブル	特別管理産業廃棄物		4	324	m³	21, 000		
	(4) 吹付タイル、折版積層アスベスト、パッキン類	特別管理産業廃棄物 養生材等を含む			1	式		525, 000	
	(5) 廃プラスチック、その他	安定型品目、混合廃棄物、その他 グラスウール	1		1	式		525, 000	
	(6) コンクリート	中間処理 (無筋)		4	341	t	2, 100		
	(7) アスファルト塊				1	式		525, 000	
	(8) 蛍光ランプ、水銀灯 等				1	式		105, 000	
	(9) 木くず	樹木			1	式		525, 000	
	(10) 鉄スクラップ	スクラップ (鋼板、鉄骨、鉄筋)		4	490	t	5, 200		
	(11) 非鉄スクラップ (電線)				180	kg	300		
	6 計								

横須賀市 12/22

記号	名 称	適用	数	量	単位	単	価	金額	備考
7	発生材 処分								
1)	発生材 処分								
	(1) 灰・洗浄汚泥			1	式			1, 050, 000	処理水の産廃運搬含む。
	(2) DXN類汚染物 (保護具類等)			1	式			1, 050, 000	
	(3) キャスタブル	特別管理産業廃棄物		324	m³		157, 500	, ,	
	(4) 吹付タイル、折版積層アスベスト、パッキン類	特別管理産業廃棄物 養生材等を含む		1	式			525, 000	
	(5) 廃プラスチック、その他	安定型品目、混合廃棄物、その他 グラスウール		1	式			525, 000	
	(6) コンクリート	中間処理 (無筋)		341	t		2, 600		
	(7) アスファルト塊			1	式			525, 000	
	(8) 蛍光ランプ、水銀灯 等			1	式			105, 000	
	(9) 木くず	樹木		1	式			525, 000	
	1) 計								
	7 計								

横須賀市 13/22

	号内訳書 換価格充当品 (1/1) 	\ - → 111	₩. 目	77 / 1-)44 /m	∧ <i>њ</i> æ	/#± +y
記号		適用	数量	単位	単 価	金額	備考
8	換価格充当品						
1)	換価格充当品						
	(1) 鉄スクラップ	鋼板、鉄骨、鉄筋	490	t			
	(2) 非鉄スクラップ (電線類)		180	kg	-100		
	1) 計						
	8 計						

横須賀市 14/22

別紙	内訳書 (共通仮設費 積上げ分)								
記号	名 称	適	用	数量	単位	単 価	金 額	備	考
	共通仮設費(積上げ分)								
1	工事施設費・交通誘導員			1	式				
2	揚重機費			1	式				
3	試験費・分析費、その他			1	式				
	共通仮設費 積上げ分 計								

横須賀市 15/22

別紙口	り訳書 (共通仮設費 積上げ分)						
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金額	備考
1	工事施設費・交通誘導員						
1)	工事施設費						
	(1) 仮囲い(移設)		50	m	10, 500		
	(2) パネルゲート	16ヶ月 W7.0m×H2.0m	1	カ所	1, 050, 000		
	(3) 敷き鉄板	16ヶ月	1,000	m²	3, 100		
	(4) 警備員詰所 (ガードマンボックス)	16ヶ月	3	棟	168, 000		
	1) 計						
2)	交通誘導員						
	(1) 交通誘導員	18ヶ月 (320日) ×3人	960	目			
	2) 計						
	1 計						

横須賀市 16/22

別紙	内訳書 (共通仮設費 積上げ分)								
記号	名 称	適	用	数量	単位	単 価	金額	備	考
2	揚重機費								
1)	現場組立・分解								
	(1) 仮設組立等相伴クレーン			1	式		8, 400, 000		
	1) 計								
2)	煙突解体用タワークレーン								
	(1) 基礎設置解体費			1	式		1, 050, 000		
	(2) 組立解体費			1	式		10, 500, 000		
	(3) 本体損料			1	式		21, 000, 000		
	2) 計								
3)	煙突解体用クローラクレーン								
	(1) 設置地盤改良費			1	式		26, 250, 000		
	(2) 本体組立解体費			1	式		63, 000, 000		
	(3) 機械損料			1	式		42, 000, 000		
	3) 計								
	2 計								

横須賀市 17/22

別紙口	为訳書	(共通仮設費 積上げ分)								
記号	名	称	適用	数	量	単位	単 価	金額	備	考
3	試験費・分析費、その他									
1)	ダイオキシン類対策 分析	測定費								
	(1) 環境調査 土壌分析	工事着工直前 4地点 1m角のモニタリング箱を含む	分析項目(ダイオキシン類、水銀、カドミウム、 鉛、六価クロム、ひ素、セレン)		4	検体	300, 000		モニタリング	用土砂
		工事完了後 4地点	分析項目(ダイオキシン類、水銀、カドミウム、 鉛、六価クロム、ひ素、セレン)		4	検体	300, 000		モニタリング	用土砂
	(2) 環境調査 大気試料採取	女工事着工直前 4地点	4地点 大気試料の保管まで (24時間吸引) 分析しない (ダイオキシン類、水銀、ひ素)		1	式	,	1, 200, 000		
		除染中 4地点	4地点 大気試料の保管まで (1週間吸引) 分析しない (ダイオキシン類、水銀、ひ素)		1	式		1, 200, 000		
	(3) 換気集じん装置出口の	の排気測定	分析項目 (ダイオキシン類)		2	検体	300, 000		煙道管理区域 煙突管理区域	
	(4) 工事期間中粉塵濃度沒	則定(日常管理)	作業環境、換気集じん装置出口、環境大気		1	式		1, 800, 000		
	(5) 作業環境測定	解体作業開始前	空気中DXN類(ガス状、粒子状分離分析) A、B、並行測定		12	検体	300, 000		ガス状、粒子状分 6箇所 DXN類12	
		除染作業中	空気中DXN類		6	検体	300, 000		6箇所 6検体の	の分析
		ライニング撤去 隔離養生組み換え前	空気中DXN類		6	検体	300, 000		6箇所 6検体の	の分析
	(6) 付着物除去後の分析		分析項目(ダイオキシン類) 煙突キャスタブル、煙道鋼板		2	検体	400, 000			
	(7) 処分廃棄物の分析		分析項目(ダイオキシン類、重金属類、 1.4-ジオキサン)		3	検体	300, 000			
	(8) 血中濃度測定	工事着工直前	分析項目 (ダイオキシン類) 5人		5	検体	300, 000			
		工事完了後	分析項目 (ダイオキシン類) 5人		5	検体	300, 000			
	1)) 計								

横須賀市 18/22

別紙区	内訳書 (共通仮設費 積上け	· 分〉					
記号	名 称	適用	数量	単位	単 価	金 額	備考
2)	アスベスト対策 分析測定費						
	(1) 事前調査 (図書調査・現地調査)		1	式		200, 000	
	(2) 付帯施設解体 アスベスト濃度測定	開始前、工事中 (7日毎に1回以上) 、完了後 横須賀市石綿濃度測定運用マニュアルによる	1	式		300, 000	
	(3) スロープ解体 アスベスト濃度測定	開始前、工事中(7日毎に1回以上)、完了後 横須賀市石綿濃度測定運用マニュアルによる	1	式		500, 000	
	(4) 煙突解体 アスベスト濃度測定	開始前、工事中(7日毎に1回以上)、完了後 横須賀市石綿濃度測定運用マニュアルによる	1	式		4,000,000	
	(5) 煙突2次解体 アスベスト濃度測定	開始前、工事中 (7日毎に1回以上) 、完了後 横須賀市石綿濃度測定運用マニュアルによる	1	式		4, 000, 000	
	2) 計						
3)	騒音・振動測定						
	(1) 騒音・振動 測定	工事期間中 常時測定 前面道路に表示、現場事務所に表示記録	1	式		3, 000, 000	
	3) 計						
4)	保護具						
	(1) 呼吸用保護具費 (マスク)		1	式		3, 000, 000	
	(2) 防護衣、保護手袋等		1	式		3, 000, 000	
	4) 計						
	3 計						

横須賀市 19/22

別紙内訳書 No. 1						
記号 名 称	適用	数量	単位 単 価	金額	備考	
煙突内 作業足場 (円形ゴンドラ等)						
(1) 円形ゴンドラ製作費		1	式	15, 750, 000		
(2) 円形ゴンドラ損料		1	式	31, 500, 000		
計						

横須賀市 20/22

別紙内訳書 No. 2						
記号	- 名 称	適用	数量	単位 単 価	金額	備 考
	煙突足場					
	(1) 油圧式昇降足場設置基礎		1	式	3, 150, 000	
	(2) 油圧式昇降足場装置損料		1	式	84, 000, 000	
	(3) 油圧式昇降足場装置組立解体費		1	式	31, 500, 000	
	(4) 昇降用ゴンドラ損料		1	式	31, 500, 000	
	計				, ,	

横須賀市 21/22

別紙	为訳書 No. 3											
記号	名 称	適	用	数:	量	単位	単	価	金名	頁	備	考
	煙突 解体											
	(1) 煙突筒身ガス溶断費				420	m		15, 700				
	(2) 煙突筒身吊り降し費				84	ピース		105, 000				
	(3) 煙突筒身2次解体費				440	t		52, 500				
	(4) 鉄骨歩廊解体費				57	t		157, 500				
	(5) 監視・積込み費				1	式			5, 2	50, 000		
	(6) 消耗品材料費				1	式				50, 000		
	(7) 運搬費				1	式				00, 000		
	計											

横須賀市 22/22